

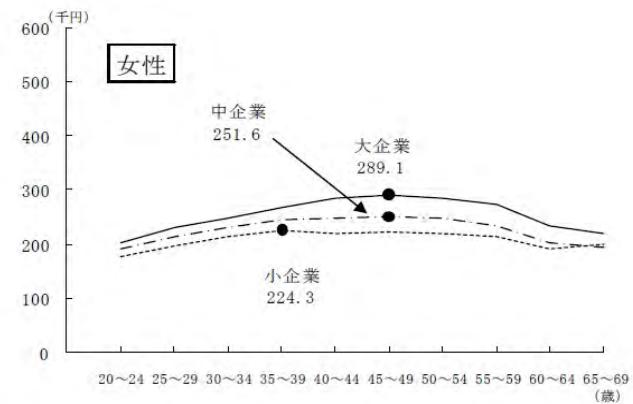
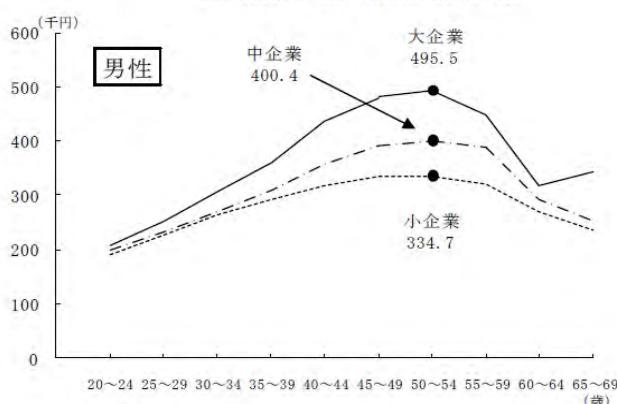
#### 雇用形態別・性別にみた賃金の格差

雇用形態	性別	勤続 (年)	年齢 (歳)	所定内 賃金/時 (円)	所定内 賃金 (男正規 =100)	所定内 賃金 (千円)	年間 賞与等 (千円) (男正規 =100)	推定年収 (所定内 ペース) 残業代 含まず (千円)	推定年収 /所定内労 働時間 (円)	賃金 格差 (年収)	労働者数 (十人)	
正規	雇用期間定めなし	男	13.8	41.1	2087	100	346.4	1171.2	100	5,328	2,675	100
	・フルタイム	女	9.6	38.1	1502	72	244.9	735.4	63	3,674	1,878	70
	雇用期間定めなし	男	6.3	45.0	1269	61	214.4	158.4	14	2,731	1,347	50
	・フルタイム	女	6.7	44.8	989	47	160.2	118.7	10	2,041	1,050	39
	有期雇用・フルタイム	男	7.4	46.4	1391	67	228.2	280.4	24	3,019	1,534	57
	・	女	5.3	40.8	1094	52	175.1	150.7	13	2,252	1,173	44
非正規	有期雇用・フルタイム	男	4.0	39.8	1048	50	86.6	17.6	2	1,057	1,066	40
	無期・短時間	男	5.0	44.4	951	46	83.2	25.9	2	1,024	976	36
	・	女	3.6	38.8	1068	51	90.5	35.0	3	1,121	1,102	41
	有期・短時間	男	4.9	44.0	983	47	91.2	34.1	3	1,128	1,014	38
非正規	短時間(無期+有期)	女								999	37	

出典 「平成20年賃金構造基本統計調査」(H21年版)

属性 常用労働者(有期は1ヵ月超契約。日々雇用は18日以上雇われた人)、企業規模10人以上計、年齢・学歴・勤続年数計  
留意点 2008年6月分給与。安定月であり、所定内実労働時間は年平均より10時間程度長い

#### 企業規模、性、年齢階級別賃金



## 最賃+公契約は「格差是正・初任給底上げ・正規の賃金底支え運動」に

- 最低賃金の底上げ ⇒ 非正規の時給を底上げ (賃金水準へのインパクト)  
 ⇒ 正規の初任給を押し上げ (賃金体系へのインパクト)  
 ⇒ 格差の縮小 (均等待遇に向けた基礎作業)  
 ⇒ 社会保障にかかる諸制度の整備に波及 (生活保護基準の改悪への歯止め他)
- } 賃金アップで  
消費購買力の  
向上へ!

### 最賃・公契約賃金と実態賃金と生活保護(単身)

	時間額	月額
民間男性正社員の所定内賃金(平均 41.1 歳)	2,235	346,400
公共工事設計労務単価(51 職種平均日額 16,726 円)	2,158	334,520
☆公契約条例 *設計労務単価の 8 割(51 職種平均)	1,726	267,616
民間女性正社員の所定内賃金(平均 38.1 歳)	1,580	244,900
生活保護費+勤労経費(控除 7 割)+税・社会保険料	1,072	160,829
民間高卒初任給男性	1,037	160,800
☆時給 1,000 円ライン	1,000	155,000
民間高卒初任給女性	987	153,000
国家公務員高卒初任給(行政職俸給表 1)	904	140,100
女性パート時給	973	150,815
<b>最賃(東京)</b>	821	127,255
<b>最賃(沖縄、鹿児島、宮崎、長崎、佐賀、高知、鳥取、島根)</b>	642	99,510

注: 設計労務単価の月額は 20 日稼働で計算。時間額は労働時間 155 時間で計算。

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成 22 年版)、国土交通省「公共工事設計労務単価」等

### 参考表 日本と欧米各国の最低賃金額

国名	時間額	購買力平価換算 (円)	月額	購買力平価換算 (円)	為替レート換算 (円)	改定発効	
ベルギー(22歳以上)	€8.90	¥1,222	€1,469.48	¥201,762	¥178,836	2010.9	
フランス	€8.82	¥1,207	€1,343.77	¥183,843	¥163,537	2010.1	
ルクセンブルグ	€9.92	¥1,279	€1,724.81	¥222,291	¥209,909	2009.3	
オランダ(23歳以上)	€9.05	¥1,305	€1,416.00	¥204,097	¥172,327	2010.7	
アイルランド	€8.65	¥1,082	€1,461.85	¥182,841	¥177,907	2007.7	
イギリス(21歳以上)	£5.93	¥1,123	£1,030.63	¥195,156	¥144,083	2010.10	
(18~20歳)	£4.92	¥932	£855.10	¥161,917	¥119,542	2010.10	
オーストラリア	\$15.00	¥1,203	\$2,607.00	¥209,150	¥210,385	2010.7	
ニュージーランド	\$12.75	¥1,002	\$2,215.95	¥174,148	¥141,821	2010.4	
アメリカ(全国)	\$7.25	¥915	\$1,260.05	¥159,097	¥113,026	2009.7	
ワシントン州	\$8.55	¥1,080	\$1,485.99	¥187,625	¥133,293	2009.7	
日本	<b>¥730(全国平均)</b>		<b>¥126,533</b>			2010.10 ~11	
	<b>¥821(最高)</b>		<b>¥142,307</b>				
	<b>¥642(最低)</b>		<b>¥111,280</b>				

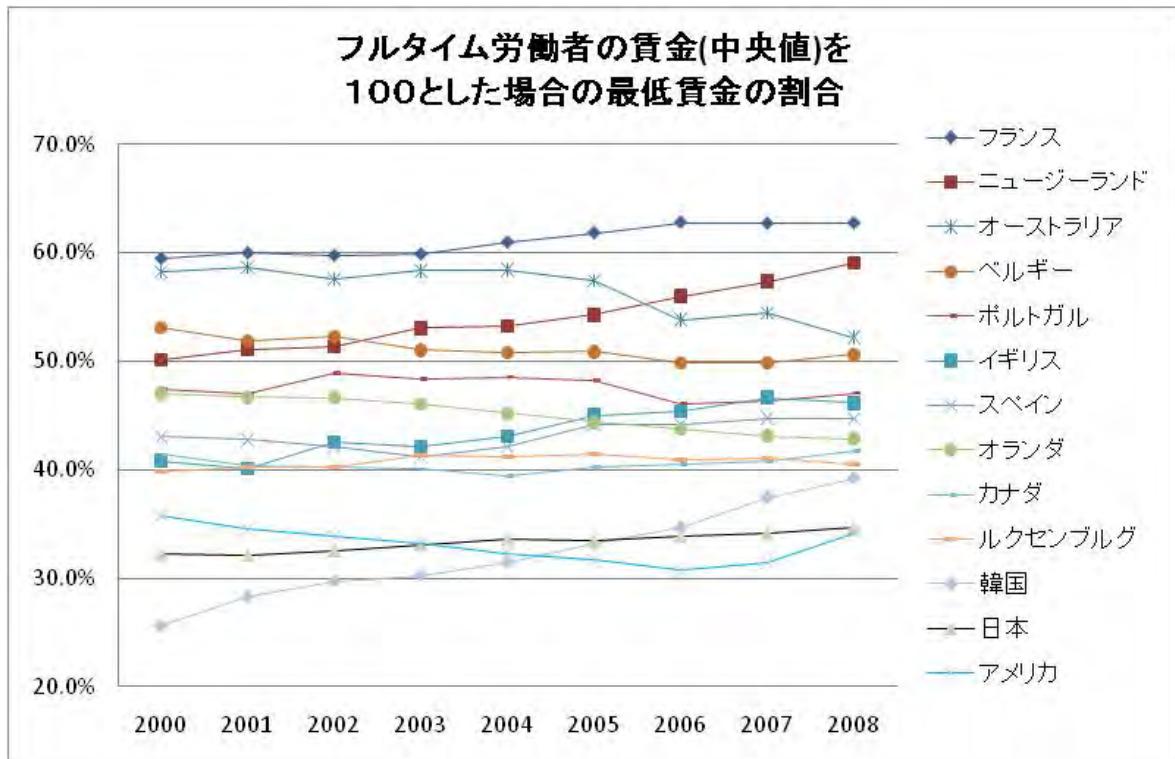
注: €1.00(ユーロ)=121.7円、\$1.00(米ドル)=89.7円、£1.00(英ポンド)=139.8円

豪\$1.00(豪ドル)=80.7円、NZ\$1.00(ニュージーランドドル)=64.0円、(09/10/01~10/9/31:1年平均)

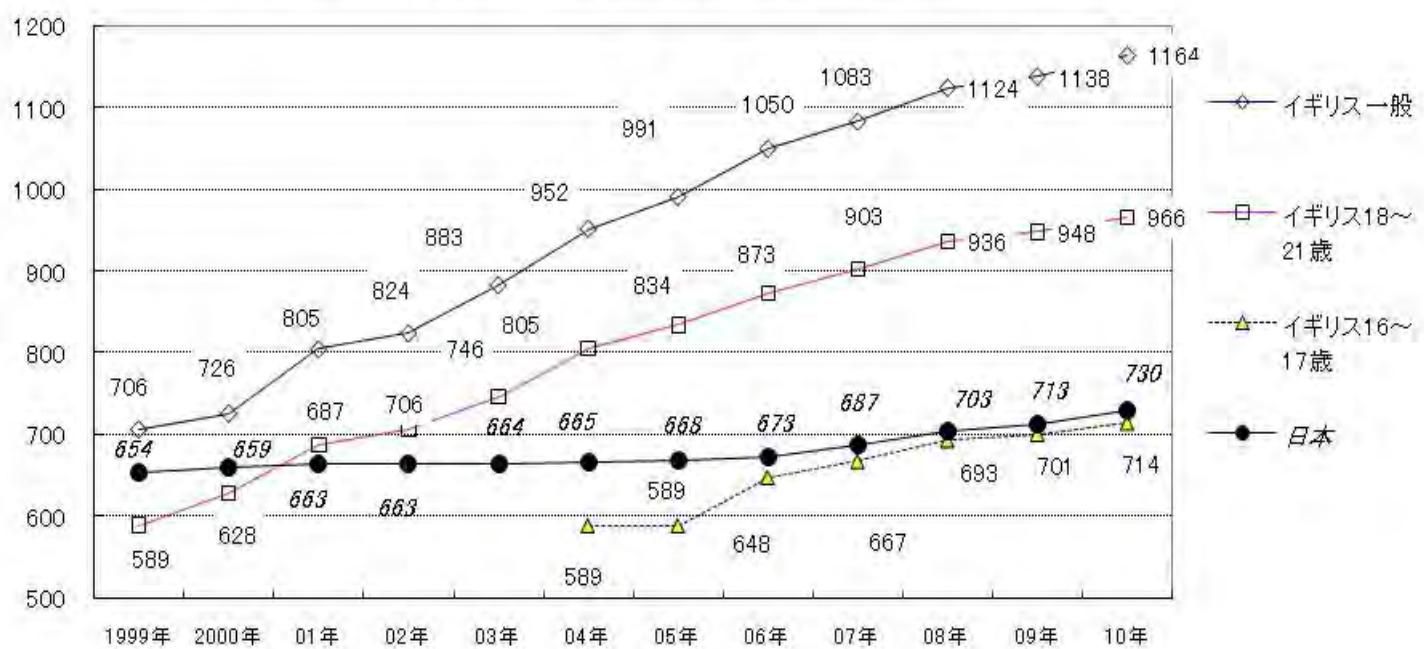
月額設定でない英米日豪NZLuxは40時間×52週÷12で換算。ベルギー週38時間、蘭36時間、仏週35時間。

購買力平価は2009年のOECD推計値。対ドル当たり各国通貨表示。1\$=126.26円

米では全国一律の連邦最賃と州別最賃があり、ワシントンは最も高い。英・蘭・ベルギーは標記の他に低年齢層の最賃がある。



2000年以降の日本とイギリスの最賃時間額の推移 (円表示)



4つの自治体の公契約適正化の取り組み（公契約条例・条例案・指針）							2010年9月30日		
		野田市公契約条例(9月議会で改正)	国分寺市公共調達条例要素案	川崎市契約条例一部改正案(基本的考え方)		新宿区調達のあり方について(指針)			
① 制定／発効		2009年9月／2010年4月	2010年12月／2011年4月(予)	2010年12月／2011年4月(予)		2010年3月／2010年7月			
② 適用対象労働者		労基法9条の労働者と1人親方(個人事業主)	労基法9条の労働者と1人親方(個人事業主)	労基法9条の労働者と1人親方(個人事業主)		労基法9条の労働者			
③ 公共工事の賃金等		公共工事設計労務単価の8割。時間外・休日・深夜割増や経費除く基本賃金・報酬の時間換算額。	公共工事設計労務単価を勘案して最低額を定める(詳細検討中)	公共工事設計労務単価を参考基準として最低額を定める(詳細検討中)		東京都工事設計単価の8割			
④ 業務委託の賃金等		時給829円が最低。より高い基準として国交省・建築保全業務労務単価、他の公的機関が定める基準、既存契約賃金等を参照して設定。所定内に適用。賞与、時間外、通勤手当等含まず。	当該業務の標準的賃金と認められる額を勘案して最低額決定(賃金センサス職種別賃金の東京データを参考)	川崎市生活保護基準を基準に決定。		新宿区職員の給与に関する条例 行政職給料表(二)の項の適用がある職員の初任給相当額時間単価840円			
⑤ 受注者の責任		受注者と下請負者の連帯責任で賃金支払い義務を負う。	受注者と下請負者の連帯責任で賃金支払い義務を負う。	下請負者(二次下請以下含)が最低額未満の報酬しか支払わなかつた場合の受注者責任を規定		チェックシート記載の賃金支払い遵守が契約時に確認される。			
⑥ 履行確認		労働者支払賃金報告書を契約後1月以内に提出。支払い確認。運用チェックで事業者へ立ち入り調査。	氏名、作業種類、時間、賃金、支払日等の賃金台帳。写し提出。市に履行状況調査実施義務あり。事業者は調査協力義務あり。	下請業者含む全労働者名簿(氏名、作業内容、報酬、労働契約形態等)提出。報酬額確認。労働者の申出や市が必要と判断したら立ち入り、書類検査、関係者への質問等調査。		チェックシートで関係法令の順守と賃金額を確認。内容に疑義がある場合は聞き取り調査等実施。不適切であれば改善指導。7月から実施しているが、全事業者が遵守していると報告。			
⑦ 違反への対応		是正命令。従わない場合、契約解除も。報告拒否すれば事業者名公表。契約解除の場合、市は損害賠償請求と違約金徴収できる。	是正指導・勧告。評価点下げ。指名停止、契約解除、公表。違反による契約解除の際、市は受注者に損害賠償請求できる。	是正措置要求。調査拒否や虚偽証言、正当な理由なく改善を行なわない場合、市は契約解除、公表、指名停止等。		改善促がし、改善報告書を提出させる。従わない場合や報告書に虚偽ある場合、指名停止か契約解除。			
⑧ 適用される契約		・予定価格1億円以上の建設工事・製造請負(年3～4件)・予定価格1千万円以上の業務委託契約(年15～16件)。清掃等の低賃金業務は1千万円未満も。	・予定価格9千万円以上の工事・予定価格1千万円以上の工事以外の業務で規則で定めるもの・指定管理者による公共施設管理	・予定価格6億円以上の工事請負・予定価格1000万円以上の業務委託のうち人件費率の高い業種)		予定価格が2,000万円以上の工事請負契約と委託契約(250件/年)			
⑨ その他の特徴		雇用安定措置のため、①長期継続契約ができる。②受注者には当該業務従事の労働者を継続雇用する努力義務あり。	調達品価格の適正担保。市は通常価格を著しく低下させないよう留意。提示された価格が著しく低額なときは価格調査をする。	外部委員会(市・事業者・労働者代表の三者構成)が賃金額決定		労働環境チェックシートで労働関連法令遵守、社会保険加入、賃金等確認。			
千葉県設計労務単価(上段:日額)と、野田市公契約条例の基準賃金(下段:時間額)									
特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
16,800	13,300	10,300	15,600	16,200	17,300	19,300	19,400	17,900	18,000
1680	1330	1030	1560	1620	1730	1930	1940	1790	1800
鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん世話役	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
16,900	17,100	18,400	16,400	15,500	20,700	24,100	17,100	18,400	15,800
1690	1710	1840	1640	1550	2070	2410	1710	1840	1580
トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送氣員
20,400	20,100	21,300	22,800	18,400	23,400	17,400	26,200	18,600	18,500
2040	2010	2130	2280	1840	2340	1740	2620	1860	1850
山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
20,000	29,500	16,600	19,100	17,600	18,200	16,200	17,100	17,000	18,200
2000	2950	1660	1910	1760	1820	1620	1710	1700	1820
サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	建築ブロック工	設備機械工	交通誘導員A
16,800	16,200	17,400	16,400	15,600	15,700	17,400	17,000	18,200	9,100
1680	1620	1740	1640	1560	1570	1740	1700	1820	910
交通誘導員B	←一日額								
8,500	←時間額の8割「公契約賃金」 51職種平均は1,783円								